

見守り 新鮮情報

第74号

1回だけカニを購入した業者から「今なら2万5,000円を2万円にする」と電話があった。値引きするならと了承したが、よく考えると高額に思えて、翌日キャンセルの電話をした。

業者から、「こういうものはクーリング・オフできない。キャンセルは認めない。商品を送付してやる」と怒鳴られた。

(70歳代 男性)



カニもクーリング・オフ できるようになったんです！

■平成21年12月 ■全国で



ひとこと助言



見守るくん

- カニに限らず昆布やりんご、みかんなどの食品を業者からの強引な電話や訪問で勧められるまま断れずに購入してしまうことがあります。
- 平成21年12月1日から、訪問販売や電話勧誘販売などにおいて、購入した状況によっては、食品もクーリング・オフできるようになりました。以前は対象とならなかった商品もクーリング・オフできる場合があります。
- 心配な時は、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。